

個人情報保護規則 新旧対照表 (案)

現 行	改 定 (案)	備 考
<p>個人情報保護規則</p> <p>第 1 章 本規則の目的及び適用範囲</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 本規則は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という）の定める個人情報保護の理念に則り、本協会が取得し、取り扱う生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む）及び「<u>個人情報保護法</u>」第 2 条第 2 項に定める個人識別符号が含まれるもの（以下、併せて「個人情報」という）の適切な保護のために本協会並びにその職員及びその他の構成員が講じるべき措置の基本となることを定めることを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第 2 条 本規則は、本協会が直接に又は各都道府県協会を通じて間接的に、その業務執行の過程において取得し、管理する全ての「個人情報」に適用されるものとする。</p>	<p>個人情報保護規則</p> <p>第 1 章 本規則の目的及び適用範囲</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 本規則は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という）の定める個人情報保護の理念に則り、<u>公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という）</u>が取得し、取り扱う生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む）及び個人情報保護法第 2 条第 2 項に定める個人識別符号が含まれるもの（以下、併せて「個人情報」という）の適切な保護のために本協会並びにその職員及びその他の構成員が講じるべき措置の基本となることを定めることを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第 2 条 本規則は、本協会が直接に又は各都道府県協会を通じて間接的に、その業務執行の過程において取得し、管理する全ての「個人情報」に適用されるものとする。</p> <p><u>2 前項にかかわらず、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく個人番号やその内容を含む個人情報に関しては、特定個人情報取扱規則において、別途定めるところに従うものとする。</u></p>	<p>他の規程に習い修正</p> <p>特定個人情報（マイナンバー）の管理に規則は別に定められているため記載</p>

第2章 個人情報の取得

第2章 安全管理措置

個人情報保護法およびそのガイドラインに基づき事業者に求められる管理措置について規定

第1節 組織的安全管理措置

(監督責任者等)

第3条 本協会は、総務部を本協会における個人情報の取扱いに関する監督責任部門（以下「監督責任部門」という）とし、総務部長をその責任者（以下「監督責任者」という）とする。

個人情報の管理に関する監督部門及び監督責任者を明記

2 各部における個人情報の管理に関する責任者（以下「部門責任者」という）は、各部における部長とする。

各部門における個人情報の管理責任者を明記

(監督責任者等の任務)

第4条 監督責任者は、本協会における個人情報の取得及び保護管理に関する業務を統括するとともに、各部における個人情報を取り扱う従業員（以下「取扱担当者」という）及び部門責任者に本規則を遵守させるための指導助言等の措置を講じる責任を負う。

監督責任者（総務部長）の任務について規定

2 部門責任者は、自部門における個人情報の適切な管理のためにグループ長及び取扱担当者を監督する他必要な措置を講じるとともに、監督責任者に対して必要な報告を行う責任を負うものとする。

部門責任者（部長）の任務について規定

3 監督責任者及び部門責任者は、前二項の任務のうち情報システムに関する事項については、情報システム部長の確認を受け

るものとする。

(取扱担当者の責務)

第5条 取扱担当者は、本協会の個人情報の取扱い又は委託処理等、個人情報を取扱う業務に従事する際、本規則、本規則に基づき作成されるガイドライン及び監督責任者又は部門責任者の指示した事項に従い、個人情報の保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

2 取扱担当者は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）、個人情報保護法及びその関連法令又は本規則に違反している事実又は兆候を把握した場合、速やかに所属の部門責任者又は監督責任者に報告するものとする。所属の取扱担当者から当該報告を受けた部門責任者は、速やかに監督責任者に報告するものとする。

(取扱状況の確認)

第6条 取扱担当者は、個人情報の取扱状況を確認するための手段として、個人情報を取得、第三者提供又は廃棄等を行う際には、その都度事前に個人情報管理台帳（以下「個人情報管理台帳」という）に必要事項を記載し、監督責任部門及び部門責任者に報告するものとする。

(情報漏えい事案等への対応)

第7条 監督責任者は、個人情報の漏えい等の事案が発覚した場合には、部門責任者及び取扱担当者を通じて速やかに必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第8条 取扱担当者は、個人情報の取得又は管理等に関して、本人から苦情の申出を受けた場合には、その旨を部門責任者に報告する。報告を受けた部門責任者は、監督責任部門に報告のうえ適切に対応するものとする。

本協会の従業員の責務について規定

個人情報の管理状況を把握するために台帳を用いることとする

(取扱状況の確認及び安全管理措置の見直し)

第9条 監督責任者は、半年に1回以上の頻度 で又は臨時に個人情報管理台帳を最新の状態とするための作業を部門責任者に指示するものとする。この場合、部門責任者は、自部門における個人情報の取扱状況を確認し、不要な個人情報の廃棄等必要な措置を講じたうえで、監督責任者に報告するものとする。

2 監督責任者は、前項の確認の結果に基づき、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組むものとする。

第2節 人的安全管理措置

(教育・研修)

第10条 監督責任者は、本協会の職員に本規則を遵守させるための教育訓練を定期的に企画・運営する責任を負う。

2 本協会の職員は、監督責任者が主催する本規則に関する教育を受けなければならない。

第3節 物理的安全管理措置

(個人情報を取り扱う区域の管理)

第11条 本協会は、取扱担当者以外が容易に個人情報等を閲覧等できないよう、各部の執務室への入退室管理及び座席配置の工夫等の適切な措置を講じるものとする。

(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)

第12条 本協会は、個人情報を取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する等の適切な措置を講じるものとする。

(電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止)

第13条 本協会は、個人情報が記録された電子媒体又は書類等の

今後は、個人情報の管理状況を定期的に確認する

持ち運び（本協会内での移動等も含まれる。）は、以下に掲げる場合を除き原則禁止する。

（１）個人情報に係る外部委託先に、委託事務を実施する上で必要と認められる範囲内で個人情報を提供する場合

（２）利用目的の範囲で個人情報を利用する場合

２ 前項により個人情報が記録された電子媒体又は書類等の持ち運びを行う場合には、当該個人情報の暗号化、パスワード設定による保護、封緘、目隠しシールの貼付等の安全策を講じるものとする。

（個人情報の削除及び機器、電子媒体等の廃棄）

第14条 本協会は、個人情報を利用目的に応じて必要な範囲内において正確かつ最新の状態で保つとともに、利用する必要がなくなったときは、遅滞なく廃棄又は削除するように努めるものとする。

２ 本協会は、個人情報を廃棄又は削除する場合、シュレッダー等による裁断、焼却場での焼却・溶解その他容易に復元不可能な手段を用いるものとする。

第４節 技術的安全管理措置

（アクセス制御）

第15条 本協会は、取扱担当者及び取り扱う個人情報の範囲を限定するために、ユーザーIDにアクセス権を設定する等の適切なアクセス制御を講じるものとする。

（アクセス者の識別と認証）

第16条 本協会は、ユーザーID、パスワード等の識別方法により、取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを認証する情報システムを使用するものとする。

（外部からの不正アクセス等の防止）

(取得範囲)

第3条 「個人情報」の取得は、本協会の定款第3条所定の目的に基づき、同第4条所定の事業を行うにあたって当該「個人情報」の取得が必要な場合に限られ、且つ、当該利用目的の達成に必要な限度において行われるものとする。

第17条 本協会は、以下の各方法により、情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するものとする。

(1) 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する方法。

(2) 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入する方法。

(3) 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする方法。

(情報システムの使用に伴う漏えい等の防止)

第18条 本協会は、個人情報の漏えい等を防止するために以下を含む適切な措置を講じ、情報システムを適切に運用するものとする。

(1) 情報システムの設計時に安全性を確保し、継続的に見直す（情報システムのぜい弱性を突いた攻撃への対策を講じることを含む。）。

(2) 原則として個人情報を含む通信の経路又は内容を暗号化する。

第3章 個人情報の取得及び利用

(取得範囲)

第19条 所定の目的に基づき、同第4条所定の事業を遂行するため必要な場合に限り個人情報を取得するものとする。また、取得する個人情報の利用目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報保護法上例外として認められている場合を除き、本協会は、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有しないものとする。

表現の修正

不要な個人情報は取得しないことを規定

(取得手続適正の原則)

第4条 「個人情報」の取得は、偽りその他不正な手段によって行ってはならないものとする。

2 「要配慮個人情報」(本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして個人情報の保護に関する法律施行令で定める記述等が含まれる「個人情報」をいう。以下同じ。)を取得する場合には、「個人情報保護法」第17条第2項において認められる場合を除き、本人の同意を得るものとする。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第5条 「個人情報」を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本人から直接書面(電磁的記録を含む。以下同じ)に記載された当該本人の「個人情報」を取得する場合は、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。

3 本協会は、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更することができるが、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

4 前3項の規定は、「個人情報保護法」上例外として認められている場合には適用しない。

第3章 個人情報の利用

(利用範囲)

(取得手続適正の原則)

第20条 本協会は、個人情報を偽りその他不正な手段によって取得してはならないものとする。

2 本協会は、要配慮個人情報(本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして個人情報の保護に関する法律施行令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。以下同じ。)を取得する場合には、個人情報保護法第17条第2項において認められる場合を除き、本人の同意を得るものとする。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第21条 本協会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本人から直接書面(電磁的記録を含む。以下同じ)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。

3 本協会は、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更することができるが、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

4 前3項の規定は、個人情報保護法上例外として認められている場合には適用しない。

(利用範囲)

表現の修正

第6条 「個人情報」の利用は、第5条の定めるところに従って取得されるに当たり、本人から同意の得られた特定の利用目的の範囲内で行われるものとする。

(目的外の利用の場合の措置)

第7条 利用目的の範囲を超えて「個人情報」の利用を行う場合においては、本人に対し、事前に当該「個人情報」の利用目的と利用方法を通知し、当該「個人情報」の利用について同意を得るものとする。

第4章 個人情報の安全管理

(個人情報の安全管理)

第8条 「個人情報」への不当なアクセス又は「個人情報」の紛失、破壊、改ざんもしくは漏えい等の防止を目的として、「個人情報」を取得・利用する部署（以下「個人情報取扱部署」という）毎に「個人情報」が保存管理されるものとする。

2 本協会は、各「個人情報取扱部署」での、保存管理を監督するための部署として「人事部および情報システム部」を指定し、「情報管理責任者」を任命する。各「個人情報取扱部署」は、「人事部および情報システム部」並びに「情報管理責任者」の下で、「個人情報」に関する必要且つ適切な安全管理措置を講じるものとする。

3 従業者に「個人情報」を取り扱わせるにあたっては、「個人情報」の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないものとする。

(第三者に対する取扱委託の場合の安全管理)

第9条 「個人情報」の取扱の全部又は一部を第三者に委託する場合、委託先は、原則として前条に定める本協会の安全管理措置と同等以上の「個人情報」の安全管理措置を講じている事業者でなければならないものとする。

第22条 本協会は、個人情報を前条の定めに従って通知、公表又は明示した利用目的の範囲内で利用するものとする。

(目的外の利用の場合の措置)

第23条 本協会は、利用目的の範囲を超えて個人情報の利用を行う場合、本人に対し、事前に当該個人情報の利用目的と利用方法を通知し、当該個人情報の利用について同意を得るものとする。

文言の適正化

修正のうえ第3、4条に規定

修正のうえ第4条に規定

修正のうえ第4条に規定

修正のうえ第35条に規定

2 前項の定めるところに従って「個人情報」の取扱の全部又は一部を委託した場合、「情報管理責任者」は、委託された「個人情報」の安全管理が図られるよう、委託先に対し、必要且つ適切な監督を行うものとする。

第5章 職員の責任

(職員の責務)

第10条 本協会のあらゆる職員は、法令の規定及び本協会が定めた規則並びにそれらに基づく「情報管理責任者」の指示に従い、「個人情報」の秘密の保持に十分な注意を払いつつその業務を行うものとする。

(情報管理責任者の責務)

第11条 「情報管理責任者」は、本規則に定められた事項を理解したうえでこれを遵守するとともに、「個人情報取扱部署」の職員にこれを理解させたうえで遵守させるための教育訓練、内部規則の整備、安全対策の実施及び周知徹底等の措置を実施する責任を負うものとする。

第6章 個人情報の第三者に対する提供

(原則禁止)

第12条 「個人情報」は、次条及び第14条の定めるところに従って本人から同意を取得した場合を除き、いかなる第三者に対しても提供されてはならないものとする。但し、次の各号所定のいずれかの場合(第14条に基づき、外国にある第三者に「個人情報」を提供する場合には、第1号から第4号の場合に限る)は、この限りでない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

修正のうえ第35条に規定

修正のうえ第5条に規定

修正のうえ第4条に規定

第4章 個人情報の第三者に対する提供

(原則禁止)

第24条 本協会は、個人情報を、次条及び第26条の定めるところに従って本人から同意を取得した場合を除き、いかなる第三者に対しても提供されてはならないものとする。但し、次の各号所定のいずれかの場合は、この限りでない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

外国への提供については第26条に規定したため削除

- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (5) 利用目的の達成に必要な範囲内において「個人情報」の取扱いの全部又は一部を委託することに伴って「個人情報」が提供されるとき
- (6) 合併その他の事由による事業の承継に伴って「個人情報」が提供されるとき
- (7) 特定の者との間で共同して利用される「個人情報」が当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される「個人情報」の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該「個人情報」の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、予め、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

(第三者に対する提供手続)

第13条 「個人情報」を第三者に対して提供する場合には、当該「個人情報」の取得にあたり、又は、取得の際に本人の同意が得られていないときには、第三者に対する提供にあたって、予め、当該「個人情報」の第三者に対する提供について同意を取得するものとする。

- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (5) 利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託することに伴って個人情報が提供されるとき
- (6) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供されるとき
- (7) 特定の者との間で共同して利用される個人情報が当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、予め、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

(8) 前各号の他、本人の同意を取得せずに個人情報を第三者に提供するために必要な個人情報保護法上の手続を適切に行ったとき

(第三者に対する提供手続)

第25条 本協会は、個人情報を第三者に対して提供する場合には、当該個人情報の取得にあたり、又は、取得の際に本人の同意が得られていないときには、第三者に対する提供にあたって、予め、当該個人情報の第三者に対する提供について同意を取得するものとする。

個人情報保護法上認められているオプトアウトによる第三者提供について規定

(外国にある第三者に対する提供手続)

第14条 「個人情報」を外国（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く）にある第三者（個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く）に「個人情報」を提供する場合には、当該「個人情報」の取得にあたり、又は、取得の際に本人の同意が得られていないときには、第三者に対する提供にあたって、予め、当該「個人情報」の外国にある第三者への提供について同意を取得するものとする。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第15条 本協会は、「個人情報」を第三者に提供したときは、「個人情報保護法」の定めに従って、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

2 本協会は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第16条 本協会は、第三者から「個人情報」の提供を受けるに際しては、「個人情報保護法」の定めに従って、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの）にあっては、その代表者又は管理人）の氏名
- (2) 当該第三者による当該「個人情報」の取得の経緯

(外国にある第三者に対する提供手続)

第26条 本協会は、個人情報を外国（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く）にある第三者（個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く）に個人情報を提供する場合には、第24条第1号から第4号に該当する場合を除き、当該個人情報の取得にあたり、又は取得の際に本人の同意が得られていないときには、第三者に対する提供にあたって、予め、当該個人情報の外国にある第三者への提供について同意を取得するものとする。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第27条 本協会は、個人情報を第三者に提供したときは、個人情報保護法の定めに従って、当該個人情報を提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

2 本協会は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第28条 本協会は、第三者から個人情報の提供を受けるに際しては、個人情報保護法の定めに従って、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。但し、第24条各号に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの）にあっては、その代表者又は管理人）の氏名
- (2) 当該第三者による当該個人情報の取得の経緯

個人情報保護法上確認を要しない場合について規定

2 本協会は、前項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該「個人情報」の提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

3 本協会は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

第7章 本人の権利の確保

(個人情報の正確性の確保)

第17条 「個人情報」は、利用目的に応じて必要な範囲において、正確且つ最新の状態で保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該「個人情報」を遅滞なく消去するように努めるものとする。

(個人情報の開示)

第18条 本人から自己の「個人情報」について開示を請求された場合は、遅滞なく、当該「個人情報」を書面で開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 本協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

2 本協会は、前項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人情報の提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

3 本協会は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

第5章 本人の権利の確保

(個人情報保護窓口の設置等)

第29条 保有個人情報の開示請求、訂正請求、利用停止請求及びその他相談等に対応する窓口として、個人情報保護相談窓口を総務部に置き、本協会における個人情報の取扱い等に係る相談等の受付及び事務を行うものとする。

(個人情報の開示)

第30条 本人から自己の個人情報について開示を請求された場合は、遅滞なく、当該個人情報を書面で開示するものとする。但し、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 本協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

修正のうえ第14条に規定

外部からの問合せ対応窓口を総務部とする

2 前項に基づき開示しない旨の決定をしたとき又は当該「個人情報」が存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(個人情報の訂正等)

第19条 本人から自己の「個人情報」について事実と異なることを理由に訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という）を求められた場合は、遅滞なく、当該「個人情報」の利用目的の達成に必要な範囲内で調査を行い、その結果に基づき、当該「個人情報」の「訂正等」を実施するものとする。

2 前項の規定に基づき「訂正等」を実施したとき、又は「訂正等」を実施しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（「訂正等」を行ったときは、その内容を含む）を通知するものとする。

(個人情報の利用又は第三者への提供の停止)

第20条 本人から自己の「個人情報」について「個人情報保護法」その他の法令に違反する取得、利用又は第三者への提供を理由として利用の停止若しくは消去又は第三者への提供の停止（以下「利用停止等」という）を請求された場合に、理由があることが判明したときは、これに応じるものとする。ただし、当該利用停止等に多額の費用を要する場合その他利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

2 前項の規定に基づき「利用停止等」を実施したとき、又は「利用停止等」を実施しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を書面で通知するものとする。

(手続の整備)

2 前項に基づき開示しない旨の決定をしたとき又は当該個人情報が存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(個人情報の訂正等)

第31条 本人から自己の個人情報について事実と異なることを理由に訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という）を求められた場合は、遅滞なく、当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で調査を行い、その結果に基づき、当該個人情報の訂正等を実施するものとする。

2 前項の規定に基づき訂正等を実施したとき、又は訂正等を実施しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む）を理由とともに通知するものとする。

(個人情報の利用又は第三者への提供の停止)

第32条 本人から自己の個人情報について個人情報保護法その他の法令に違反する取得、利用又は第三者への提供を理由として利用の停止若しくは消去又は第三者への提供の停止（以下「利用停止等」という）を請求された場合に、理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度でこれに応じるものとする。但し、当該利用停止等に多額の費用を要する場合その他利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

2 前項の規定に基づき利用停止等を実施したとき、又は利用停止等を実施しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を理由とともに書面で通知するものとする。

(手続の整備)

個人情報保護法上理由の通知が求められているため規定

個人情報保護法の規定を反映

個人情報保護法上理由の通知が求められているため規定

第21条 本協会が管理するあらゆる「個人情報」について、前三条の定めに基づく「個人情報」の開示、「訂正等」及び「利用停止等」（以下総称して「開示等」という）のための手続を整備するものとする。

(苦情処理)

第22条 本人等が本協会の「個人情報」の取得又は利用全般に関する苦情を申し出る手続を整備し、これに誠実に対応するものとする。

(個人情報及びその取扱に関する情報公開)

第23条 本協会が管理するあらゆる「個人情報」について、当該「個人情報」の本人にその「個人情報」のすべてを知り得るような措置を講じるものとする。

第33条 本協会が管理するあらゆる個人情報について、前三条の定めに基づく個人情報の開示、訂正等及び利用停止等（以下総称して「開示等」という）のための手続を整備するものとする。

(苦情処理)

第34条 本協会は、本人等が本協会の個人情報の取得又は利用全般に関する苦情を申し出る手続を整備し、これに誠実に対応するものとする。

2 苦情処理に関する本協会の体制は、第8条及び第29条に定めるところに従う。

苦情への対応は、原則として担当部門及び総務部にて行うことを確認

第30条から34条でカバーされているため削除

第6章 情報管理の委託の取扱い

(委託先における安全管理措置)

第35条 本協会は、個人情報の管理等の全部又は一部の委託する場合には、本協会自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう、必要かつ適切な監督を行なうものとする。

2 前項の監督には次に掲げる事項が含まれる。

(1) 委託先の適切な選定

第8章 匿名加工情報

(匿名加工情報)

第24条 本協会が匿名加工情報を取り扱う場合は、その取扱いについてあらかじめ匿名加工取扱マニュアルを定めるものとする。

第9章 雑則

(改定)

第25条 本規則の改定は、理事会の決議に基づきこれを行う。

(施行)

第26条 本規則は2012年4月12日から施行する。

(改正)

2017年10月12日

2018年10月11日

(2) 委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結

(3) 委託先における個人情報の取扱状況の把握

3 委託先の管理については、当該委託を行う部を責任部署とする。

4 前項の部は、委託先において個人情報の安全管理が適切に行われていることについて、必要に応じてモニタリングをするものとする。

第7章 匿名加工情報

(匿名加工情報)

第36条 本協会が匿名加工情報を取り扱う場合は、その取扱いについてあらかじめ匿名加工取扱マニュアルを定めるものとする。

第8章 雑則

(改定)

第37条 本規則の改定は、事案決裁規則及びその細則に基づき会長決裁にてこれを行う。

(施行)

第38条 本規則は2012年4月12日から施行する。

(改正)

2017年10月12日

2018年10月11日

決裁レベルを修正

2019年4月11日

2019年4月11日

2020年3月14日